



平成 18 年 2 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社 宮
代 表 者 名 代表取締役社長 宮田永善
(JASDAQ・コード番号 9901)
問い合わせ先 専務取締役 近能欣充
T E L 028 - 634 - 3815

株式会社ジャスダック証券取引所への「改善報告書」の提出について

株式会社宮(以下当社)は、過年度の決算短信等を訂正した件について、不適切な会計処理が長期間に亘り発見できなかった内部管理体制及び重要な会社情報が適切に開示されなかった適時開示体制に改善の必要が高いとの判断から、上場有価証券の発行者による会社情報の適時開示等に関する規則第 23 条第 1 項の規定に基づき平成 18 年 2 月 14 日を期限とした「改善報告書」の提出を株式会社ジャスダック証券取引所から求められておりましたが、本日別添内容のとおり提出いたしましたのでお知らせいたします。

以 上

別添書類：改善報告書

改 善 報 告 書

平成 18 年 2 月 14 日

株式会社ジャスダック証券取引所
代表取締役社長 筒井 高志 殿

株式会社 宮
代表取締役社長 宮田 永善

今般、弊社は平成 18 年 2 月期に係る半期報告書の提出遅延した件などについて、「上場有価証券の発行者による会社情報の適時開示等に関する規則」第 23 条第 1 項の規定に基づき、その経緯及び改善措置を記載した改善報告書をここに提出いたします。

． 経 緯

弊社は、平成 18 年 2 月期に係る半期報告書の作成過程において、弊社の会計監査人から「重大な会計処理上の問題がある。」との指摘を受け、社内調査を行い、指摘を受けた問題点の解決及びその結果を反映させた当該半期報告書を提出すべく努めましたが、結果的に弊社は、その提出期限である平成 17 年 11 月 30 日までに当該報告書を提出できませんでした。

その後、弊社は、指摘された問題点を解決し、平成 17 年 12 月 28 日付けで、当該半期報告書を提出することができました。

この間、会計上の問題発生から半期報告書提出に至るまでの経緯、内容及び理由は以下のとおりであります。

1．社内調査委員会発足までの経緯（平成 17 年 11 月 30 日まで）

平成 17 年 11 月 9 日から同 11 日に、弊社の会計監査人である中央青山監査法人による平成 18 年 2 月期に係る半期報告書の最終チェックが終了し、その翌日平成 17 年 11 月 12 日の夕方に、弊社担当の関与社員から「重大な会計処理上の問題があるので、明日 11 月 13 日に代表取締役会長兼社長の鈴木栄一氏、代表取締役副社長の宮田永善氏及び経理担当専務取締役の根本澄男氏の 3 名と面談したい。」との連絡を受けました。その当日、具体的には割引優待券の会計処理の開始時期の把握、リース物件・固定資産の現物確認等の依頼を受けました。弊社は、監査法人から指摘された事項の調査及び確認の為、11 月 16 日に社内調査委員会を発足させ、迅速且つ網羅性の高い調査を行うため、外部の会

計の有識者（ZECOO パートナーズ共同事務所）及び法律の有識者（坂井・三村法律事務所）とアドバイザー契約を締結し、不適切な会計処理の全容解明に努めました。

社内調査委員会による調査内容

調査の結果、以下の事実が確認できました。

まず、前経理担当専務取締役へのヒアリングを実施し、その内容把握及び裏付けとなる証拠書類の収集を行い、さらに有識者からの助言で、ヒアリング結果から把握された調査範囲の自主的拡大を行った結果、今回の不適切な会計処理を実行したのは、前経理担当専務取締役単独によるものであります。

その不適切な各会計処理の手法につきましては、後記「3.不適切な会計処理の内容」をご参照下さい。

そして、調査結果に基づき、過去の財務諸表を訂正するために、有識者とともにも不適切な会計処理の修正仕訳を実行いたしました。

その結果、当該不適切な会計処理が弊社経営成績に与える影響額として、合計約 14 億 3 千万円の損失計上が見込まれることが判明いたしました。その内訳は、別紙 1 の「主要な経営指標等への影響額内訳」のとおりとなっております。

平成 17 年 11 月 30 日における取締役会での決議

社内調査委員会の調査概要報告を受け、平成 17 年 11 月 30 日に取締役会を開催いたしました。その決議内容は、以下のとおりです。

第 1 号議案 調査報告書の件

当中間連結会計期間において過年度の財務諸表（平成 14 年 2 月期から平成 17 年 2 月期）及び当中間決算短信に修正を要する不適切な会計処理が発覚したこと、また、この不適切な経理処理は前経理担当専務取締役が不調な業績を開示すれば株価に重大な影響を与え円滑な資金調達に支障を来すことを恐れ行ったものであること。また、不適切な会計処理の手口は主として㈱日総トレードの建設取引を仮装したものであること、そしてその影響は過年度の財務諸表及び当中間決算に多額の影響を与えるものとなった旨を述べ、調査報告書に基づき詳細に説明し、その承認を議場に諮ったところ、全員異議なくこれを承認可決いたしました。

第 2 号議案 専務解任の件

職務執行上、極めて不適切な行為があったため当該経理担当専務取締役を解任することを、可決確定いたしました。

第3号議案 取締役辞任の件

取締役鈴木栄一、取締役根本澄男、取締役小森利一、取締役橋本京子、取締役井上ヒロ子、取締役鈴木一雄、取締役鈴木一矢が、本取締役会終了時において取締役を辞任したい旨を述べ、全員一致をもってこれを承認いたしました。

第4号議案 退職慰労金返上の件

本取締役会出席の取締役全員（鈴木栄一、宮田永善、根本澄男、近能欣充、柴田裕巳、小森利一、白沢道男、橋本京子、井上ヒロ子、鈴木一雄、鈴木一矢）及び監査役全員（春山高治、内野直忠、松島安平）から過去分の職務執行について退職慰労金を返上したいとの申し出があった為、これを承諾いたしました。

第5号議案 取締役報酬額変更の件

他の取締役による不適切な職務執行を看過した責任をとらせるべく、留任する下記取締役の報酬を平成17年12月から6ヶ月の間、次のとおり変更することを、全員一致をもって承認可決いたしました。

- ✓ 代表取締役宮田永善につき、現在の月額報酬の30%相当額を減額する。
- ✓ 取締役近能欣充及び取締役柴田裕巳につき、現在の月額報酬の20%相当額を減額する。
- ✓ 取締役白沢道男につき、現在の月額報酬の10%相当額を減額する。

第6号議案 社長選任の件

代表取締役会長兼社長鈴木栄一が取締役を辞任するので、定款第21条第1項の規定により、新たに代表取締役社長を選任する必要があるため、全員一致をもって宮田永善を選任し、かつ被選任者の承諾を得たため、可決確定いたしました。

第7号議案 不適切な会計処理に関する今後の対応の件

不適切な会計処理に関して、株式会社ジャスダック証券取引所、関東財務局、その他規制当局、マスコミ等の対応をする必要があるため、これを代表取締役に一任したい旨を述べたところ、全員一致をもって承認可決いたしました。

なお、第3号議案・第4号議案・第5号議案については、今回の起こした事実の重大性を鑑みてのものであります。

中央青山監査法人における平成 17 年 11 月 30 日の審議結果

弊社担当の関与社員は、当該社内調査委員会における報告をもとに、当該不適切な会計処理の全容把握を行い、そこから判明した影響を反映させた平成 18 年 2 月期に係る半期報告書を、中央青山監査法人の審議会（監査法人内において弊社に対する監査内容についての検討を行う会議）に付議しましたが、結果的には監査報告書をいただくには至りませんでした。

貴取引所への報告（平成 17 年 11 月 30 日）

平成 17 年 11 月 30 日同日 12 時頃、中央青山監査法人の関与社員から、審議会の結果、当日中に監査報告書を出すことが出来ない旨の連絡を受け、貴取引所へ「半期報告書の提出遅延とその理由について」を持参し報告するとともに、本件につきまして情報開示を行いました。

2. 平成 17 年 12 月 1 日から平成 17 年 12 月 28 日に至るまで

過年度の財務諸表の適正性を確保するため、監査法人と協議し、不適切な会計処理の全容解明の調査を継続し、その調査の正確性及び網羅性をさらに高めるとともに、過去に遡って有価証券報告書及び半期報告書に係る訂正報告書（有価証券報告書については過去 5 年分、半期報告書については過去 3 年分）の作成に努めました。

そして、平成 17 年 12 月 26 日において、前経理担当専務取締役から、社内調査報告書に記載されている事実以外に、不適切な会計処理の事実が無い旨の「念書」を入手し、中央青山監査法人の同意のもと、全容解明の完了と調査の終了を取締役会に進言し、取締役会の承認を得ました。また、複数年度にわたる不適切な会計処理の有価証券報告書及び半期報告書への修正と、監査法人及び銀行との交渉結果を踏まえた監査報告書における継続企業の前提の追記情報の検討を行いました。

この結果、平成 18 年 2 月期の半期報告書並びに過年度の有価証券報告書及び半期報告書に係る訂正報告書につきましては、12 月 27 日に監査法人より監査報告書を頂戴することで、翌 12 月 28 日に関東財務局に提出し、修正後の決算短信を「過年度決算短信の一部訂正について」として情報開示いたしました。

3. 不適切な会計処理の内容

前経理担当専務取締役へのヒアリングを含めた社内調査の結果、不適切な会計処理が前経理担当専務取締役の影響力の及ぶ管理本部・連結子会社・取引業者を絡めた手口で行われていたことにより、これらの不適切な会計処理が前経理担当専務取締役の単独判断で行われていたという事実が判明いたしました。

その不適切な会計処理の内容は、下記のとおりであります。

- ・ 割引優待券に係る販売費及び一般販売管理費の過少計上
- ・ 前代表取締役会長兼社長鈴木栄一からの私財提供益に関する不適切な会計処理¹
- ・ 架空リース取引及び固定資産取引に係る販売費及び一般販売管理費の過少計上、過大計上
- ・ 広告宣伝費を取引先業者への付回しに係る販売費及び一般販売管理費の過少計上
- ・ 在庫棚卸資産の水増しに係る資産の過大計上

これらの不適切な会計処理を修正した結果、平成 13 年 2 月期末²から平成 17 年 8 月中間期末までの、損益に与える影響は総額約 14 億 3 千万円となりました。その内訳は、別紙 2 の「不適切な会計処理が損益に与える影響額の内訳」のとおりとなっております。

4 不適切な会計処理の発生原因及び発見出来なかった理由並びに当該事実の実行者への対応

発生原因

前経理担当専務取締役が、決算短信にて発表する業績予想数値と実績との乖離により生じる対外的信用力の収縮、資金調達能力の低下及び株価の低迷を恐れたことにあります。

発見出来なかった理由

発見出来なかった理由は以下のとおりです。

- (1) 予算策定部署（経営企画室）の責任者と管理本部（経理・財務関係を含む）の責任者の双方とも、前経理担当専務取締役であり、内部牽制が機能しない組織でした。
- (2) 連結子会社、特に(株)日総トレードの経理への、前経理担当専務取締役の影響力は多大であり、尚且つ(株)日総トレードの事務所は、弊社の管理本部と同じフロアーに位置しており、(株)日総トレードの経理担当者へ、不適切な会計処理を指示することは容易でした。
- (3) 弊社では、店舗関係の固定資産に関して、決算時に監査法人立会いのもと、固定資産の实地棚卸を行ってまいりましたが、リース物件を含む固定資産の

¹ この私財提供は前経理担当専務取締役から依頼されて行ったもので、その処理方法については前経理担当専務取締役に一任されている。

² 平成 12 年 2 月末の修正は平成 13 年 2 月期の損益計算書の棚卸資産期首残高に対して修正を加えました。

個々にラベルを貼る等の個別管理を怠っておりました。

- (4) 帳票等の改竄をした際に、その指示は前経理担当専務取締役から発せられておりましたが、内部告発制度等の不備（店舗関係には存在していました）により、その事実が公にされることはありませんでした。
- (5) 中間期、通期の業績予想確定時、取締役会において前経理担当専務取締役より口頭にて報告がなされ、次期業績予想数値等についても口頭で報告がなされ詳細な報告は行われず、またこの報告に対して他の取締役が疑問をはさむことも無く、そのまま承認というスタイルが慣例となり、取締役会の形骸化が起きていました。
- (6) 定例役員会（毎月曜日開催）において議論される内容のほとんどが、店舗関係を中心に重要な経営判断を要すると考えられた項目だけであり、損益・財務等に関する項目を議論する場ではありませんでした。
- (7) 社内では、店舗関係の監査・指導を実施しておりましたが、実質的に、本部、特に経理周りに関する監査は実施されておりませんでした。
- (8) 管理本部では、長年人事異動が行われず、担当者の固定化が起こっていました。これにより不適切な会計処理の発見を遅らせることとなりました。

当該事実の実行者への対応

弊社では、本件の不適切な会計処理を重く受け止め、当該事実の実行者である前経理担当専務取締役に対して、刑事及び民事の両面での責任を追及中です。

刑事責任の追及については、平成 18 年 1 月 13 日に、証券取引等監視委員会事務局総務検査課情報処理第二係宛てに、弊社を報告者とし前経理担当専務取締役を報告対象者として被疑事実要旨を記載した報告書を提出済みです。また、民事責任の追及については、本件の不適切な会計処理により弊社に生じた損害額につき、刑事責任の追及手続の進捗状況を勘案して見通しが立ち次第、前経理担当専務取締役に対する損害賠償請求を行う所存です。

・ 改善すべき点

長期に亘り不適切な会計処理が発見できなかった理由及び平成 18 年 2 月期に係る半期報告書の提出遅延したことなどから考えられ得る弊社の改善すべき点は、下記のとおりです。

- 1．内部統制機能の強化
- 2．取締役会の意思決定の改善

3. 監査機能の強化
4. 本部組織の職務と担当者の長期にわたる固定化の抑制
5. コンプライアンス（法令遵守）に対する社員の意識向上
6. 適切な適時開示体制の強化

・ 改善措置

1. 内部統制機能の強化

（内部統制機能を組み込んだ組織構築）

社内業務処理体制の再構築

外部のコンサルタントの支援を受けて、平成 19 年 2 月期中に社内業務処理体制を見直していきます。

社内ルールの新設及びその徹底

社内業務処理体制の見直しの過程において、現状の社内ルールを見直し、実態に合っていないものは改善し、また不備なものは新設いたします。

この改善の為に、管理本部、営業本部及び商品本部より参加者を募り、

- ・ 社内ルール改善チーム
- ・ 人事考課、評価チーム
- ・ 業務改善、提案チーム

の 3 つのプロジェクトチームを発足させ、平成 18 年 1 月 30 日から改善検討を始めております。

さらに、決定したルールを徹底させるために、役員を含めて社員全体を教育してまいります。

組織再構築に関する具体的な施策

- ） 予算策定部署の責任者と経理担当部署の責任者が同一であったことにより、内部牽制機能が働かなかったことを踏まえ、平成 18 年 2 月期終了までに、予算策定部署と経理担当部署を独立させ、担当役員・社員とも別の人員を配置し内部牽制機能の充実を図ります。（別紙 3 の「2006 年 5 月株主総会終了時の将来の組織図」をご参照下さい。）

この改善策を実施することにより、前記 5 頁 「発見できなかった理由」(1)が改善できます。

- ） 架空固定資産計上などの温床となった連結子会社である㈱日総トレードは、平成 19 年 2 月期の上半期中に弊社と合併いたします。

この改善策を実施することにより、前記 5 頁 「発見できなかった理由」(2)が改善できます。

-) 固定資産の個別管理が不十分であったため架空固定資産の存在を長期に亘り発見できなかったことを踏まえ、平成 18 年 2 月期末において、各店舗・本部等全社ベースの固定資産（リース資産を含む。）の实地棚卸を行い、各固定資産にラベルを貼ることにより、場所別・アイテム別に固定資産管理を強化いたします。なお、实地棚卸を行うにあたり、内部監査室を中心に棚卸実施要領を作成し、実施します。

この改善策を実施することにより、前記 5 頁 「発見できなかった理由」(3)が改善できます。

-) 内部牽制機能として、平成 17 年 10 月より店舗にて実施されている「業務改善報告制度」（社長宛に改善提案、問題点の提起、不正の告発等の報告を行う制度）をさらに店舗社員に認知させるとともに、本部内の全社員にも周知徹底させ、内部告発制度として全社的に有効活用していく所存であります。

この改善策を実施することにより、前記 6 頁 「発見できなかった理由」(4)が改善できます。

-) 予算策定プロセスにおいて、3 年後（平成 21 年 2 月期）を目途にシステムの IT 化を推進することにより、過去のデータから将来の売上予想、購買予定まで自動化することを検討し、このシステムから入手したデータをもとに、会社全体の予算を策定してまいります。
-) 日常の下記経理業務において、平成 18 年 3 月より内部牽制機能を強化するため、その処理方法を改善、実施してまいります。
 - ・ 「入出金処理」・・・ 不正な出金を防止するために、週毎に、担当者を代えて処理を行います。
 - ・ 「商品券等の棚卸処理」・・・ 不正な紛失を防止するために、複数人員により処理を行います。
 - ・ 「伝票入力処理」・・・ 不正なデータ処理を防止するために、伝票の入力作業とチェック作業は別々の担当者で行います。

2. 取締役会の意思決定の改善

（定例役員会の廃止及び取締役会への社外取締役の招聘・参加）

従来、営業を中心とした長年の経験を有した取締役が多数任命されていたため、機動的な会議の招集はもちろん、本来あるべき取締役会の形態を外れ、特に経理のように専門的な項目への議論が行われない会議態となっておりました。

今回の事件を契機に、平成 17 年 11 月末における取締役会で旧経営陣の退任、新経営

陣の選任が行われ、新役員を4人とし、この4人で機動的に会議を開催してまいります。

従来の定例役員会は廃止し、毎月10日に定例の取締役会を開催し、前月の月次決算の確認とともに、年度初に立てた計画との差異を分析していきます。これにより平成19年3月度から毎月12日までに、弊社は月次売上高に関する情報開示を行います。また、従来の役員会で議論されていた事項を峻別し、本来取締役会で議論すべき事項に限定し、その他の事項は適宜な部門で議論させ、取締役会の機能を充実させてまいります。

さらに、平成18年2月期の株主総会時に、数人の有識者（法律関係を専門分野とし実務経験を有する弁護士や経理・財務関係を専門分野とし実務経験を有する会計士など）たる社外取締役及び顧問を招聘することを提案いたします。さらに、取締役会にも参加することにより、取締役会における業務執行に関しての監督機能を強化いたします。

この改善策を実施することにより、前記6頁「発見できなかった理由」(5)及び(6)が改善できます。

3. 監査機能の強化

(監査役・内部監査室の監査機能の向上)

平成18年2月期末までに内部監査室の増員を図ります。また、平成19年2月期からは、監査役及び内部監査室は連携し、それぞれ年間の監査計画を策定し、それらを取締役会で検討し、緻密な監査の実施を目指します。従来から実施してきました店舗関係の監査のみならず、経理関係業務はもちろん本部における業務全般に関しましても、常勤監査役及び内部監査室による定期的な監査を実施し、それらの報告書を直接代表取締役社長に提出いたします。

この改善策を実施することにより、前記6頁「発見できなかった理由」(7)が改善できます。

4. 本部組織の職務と担当者の長期にわたる固定化の抑制

本部内のみならず、本部、各店舗においても、活発な人事異動を行っていき、“人に仕事をつける”のではなく、“仕事に人をつける”を基本的な考え方とし、職務と担当者の流動化を行います。原則的に、同一部門、同一店舗に3年以上の在籍を認めないような人事制度の見直しを行います。

この改善策を実施することにより、前記6頁「発見できなかった理由」(8)が改善できます。

5. コンプライアンス（法令遵守）に対する社員の意識向上

(コンプライアンス委員会の設置)

平成18年2月期の株主総会後に、社長直属の組織として、外部から招聘された社外

取締役を座長とし、各部門の部門長を委員としたコンプライアンス委員会（別紙 3 の「2006 年 5 月株主総会終了時の将来の組織図」をご参照下さい。）を設置いたします。当委員会で主要な営業方針、財務関係も含む取締役会の決定事項、稟議決裁状況等を調査して、法令遵守を徹底してまいります。また、平成 19 年 2 月期上半期中において、役員並びに社員に対してコンプライアンスに対する知識の習得、意識の向上を促進するために、外部のコンサルタントの支援を受けての講習会を開催するなどの研修・教育体制の整備を行います。

この改善策を実施することにより、法令遵守が根付いた組織風土に改善できます。

6 . 適切な適時開示体制の強化 (迅速かつ適切な適時開示を行うための体制)

適時開示の方針

投資者の投資判断に重要な影響を与える経営情報及び財務情報等を、関係法令・諸規則等に準拠して、公正かつ適時・適切に株主・投資者を始めとするステークホルダーに提供し、弊社に対する正しい理解と適正な評価を促進してまいります。

適時開示の方法

適時開示にあたっては、常時適切な情報開示が行われるよう、関係部門間の連携を緊密にした連絡体制を構築いたします。また、投資者への利便性を考慮し、開示後速やかに、報道機関への資料投函により開示するとともに、弊社ホームページへの掲載も行っていきます。

適時開示に係る社内体制（別紙 4 の「適時開示に係る社内体制」をご参照下さい。）

- ） 情報開示責任者として、取締役兼管理本部長を任命し、当該情報開示責任者は証券取引所に対しての責任者となっております。
- ） IR 担当者は、2 名を配置し、情報開示責任者の直属として情報開示の企画、立案、実施等を行うとともに、各本部の部門長及びグループ会社と情報交換を行い、情報収集を担当していきます。また、情報開示の内容、方法等につきましては、必要に応じて主幹事証券会社、監査法人、弁護士等へ確認もしくは相談を行っていきます。
- ） 情報開示責任者は、各部門の部門長及びグループ会社に対して、適時開示基準等について明示し、規則等の変更時には、必要に応じて当該変更内容を周知徹底させていきます。また、情報開示責任者は、全ての取締役の情報開示への認識を更に深めさせてまいります。

決算情報等の適時開示

） 決定事項に関する適時開示

弊社及びグループ会社に係る重要な決定事項に関する情報につきましては、部門長から担当取締役・本部長を経由して代表取締役へ報告され、取締役会に付議され、取締役会での決定がなされた後、情報開示責任者及び IR 担当者が発表資料の作成等の事務作業をすすめ、同時に監査法人、弁護士等による確認等を経て、貴取引所の規則に準拠して、速やかに情報開示責任者から情報開示を行っていきます。

） 発生事実に関する適時開示

弊社に係る重要な発生事実に関する情報につきましては、報告者（発見者）から関係部門長へ、さらに関係部門長を経由して、また、グループ会社に係る重要な発生事実に関する情報につきましては、報告者（発見者）から関係部門長及び代表取締役を経由して、情報開示責任者が適時開示を行っていきます。また、当該開示の内容は、情報開示責任者から取締役会へ報告されます。

） 決算に関する適時開示

決算に関する情報につきましては、上記) の決定事項に関する情報と同様の手続で、取締役会への付議及び決議並びに適時開示をいたします。

なお、1～6 の改善措置については、経営企画室においてその実施状況を、別紙 5「改善スケジュール表」に基づいて点検・監視し、その報告をもとに取締役会で進捗状況を管理していきます。

弊社といたしましては、今後、二度とこのような事態が発生しないよう、内部統制システムの強化とコンプライアンスに対する役員及び全従業員の意識改革を最重要課題として健全な経営を行い、適正な会計処理及び適切な適時開示が行えるよう万全を期し、株主及び投資家の皆様並びに一般消費者の皆様、各取引先業者様等への信頼の回復に努めてまいります。

また、「本業であるレストラン事業への特化」、「組織風土（企業文化）の新生」を基本方針として、『新生 株式会社宮』として再生するために過去との決別を断行し、役員及び従業員一丸となった経営努力を推し進め、企業価値の向上に努めてまいります。

以 上

(1) 主要な経営指標等

(訂正前)

回次	第26期	第27期	第28期	第29期	第30期	第31期中間
決算年月	平成13年2月	平成14年2月	平成15年2月	平成16年2月	平成17年2月	平成17年8月
売上高(千円)	23,383,921	21,413,314	22,173,442	22,033,803	21,434,906	10,384,000
経常利益又は経常損失() (千円)	464,261	145,664	350,844	319,807	457,651	169,000
当期純利益又は当期純損失 ()(千円)	1,528,529	447,725	177,198	194,342	108,819	81,041
総資産額(千円)	23,821,881	26,215,141	25,643,994	27,197,531	26,651,585	28,457,000
株主資本(千円)	4,363,273	6,920,858	6,613,308	6,260,678	6,598,401	6,908,000

(訂正後)

回次	第26期	第27期	第28期	第29期	第30期	第31期中間
決算年月	平成13年2月	平成14年2月	平成15年2月	平成16年2月	平成17年2月	平成17年8月
売上高(千円)	23,383,921	21,413,314	22,173,442	22,033,803	21,434,906	10,374,651
経常利益又は経常損失() (千円)	463,050	157,056	43,309	158,832	122,696	61,634
当期純利益又は当期純損失 ()(千円)	1,583,029	459,117	209,882	688,597	136,898	156,329
総資産額(千円)	23,767,380	26,152,778	25,492,010	26,722,036	26,064,093	27,918,004
株主資本(千円)	4,308,772	6,854,966	6,160,334	5,313,450	5,405,455	5,477,744

(2) 平成18年2月期(第31期)決算に与える影響額

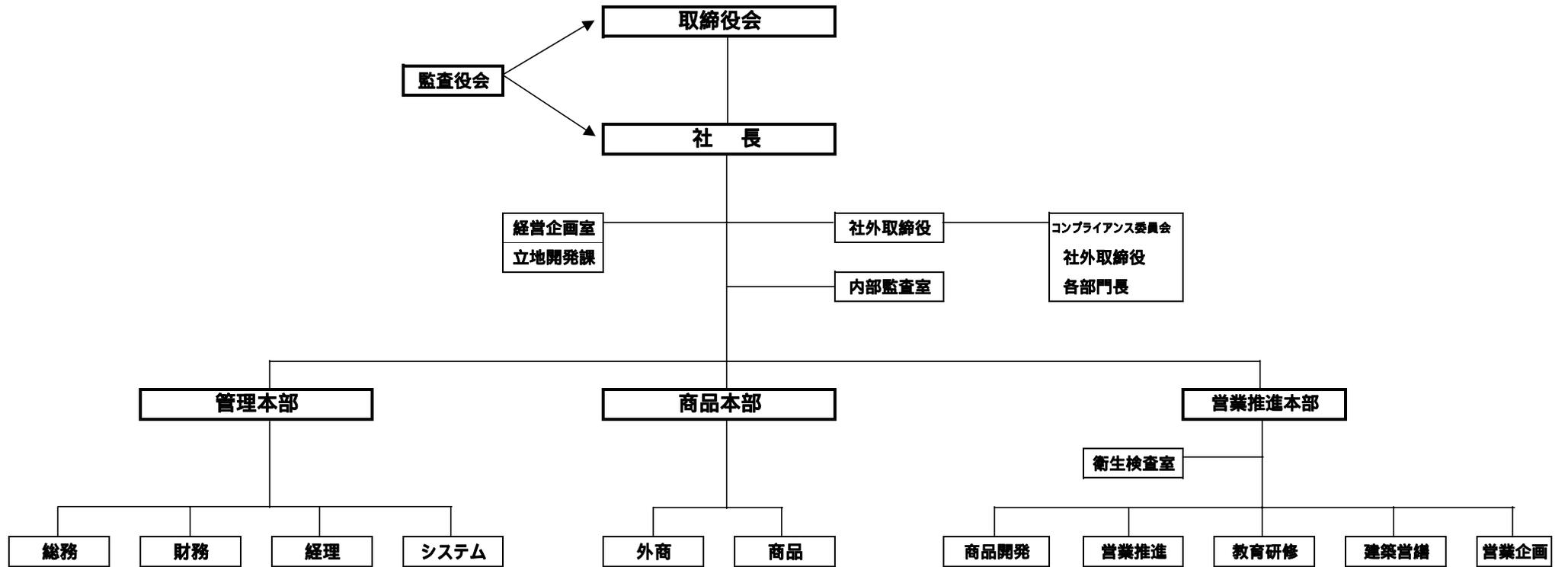
回次	第26期	第27期	第28期	第29期	第30期	第31期中間	合計
決算年月	平成13年2月	平成14年2月	平成15年2月	平成16年2月	平成17年2月	平成17年8月	
(修正前) 当期純利益又は当 期純損失()(千円)	1,528,529	447,725	177,198	194,342	108,819	81,041	
(修正後) 当期純利益又は当 期純損失()(千円)	1,583,029	459,117	209,882	688,597	136,898	156,329	
影響額(千円)	54,500	11,392	387,080	494,255	245,717	237,370	1,430,314

(別紙2 「不適切な会計処理が損益に与える影響額の内訳」)

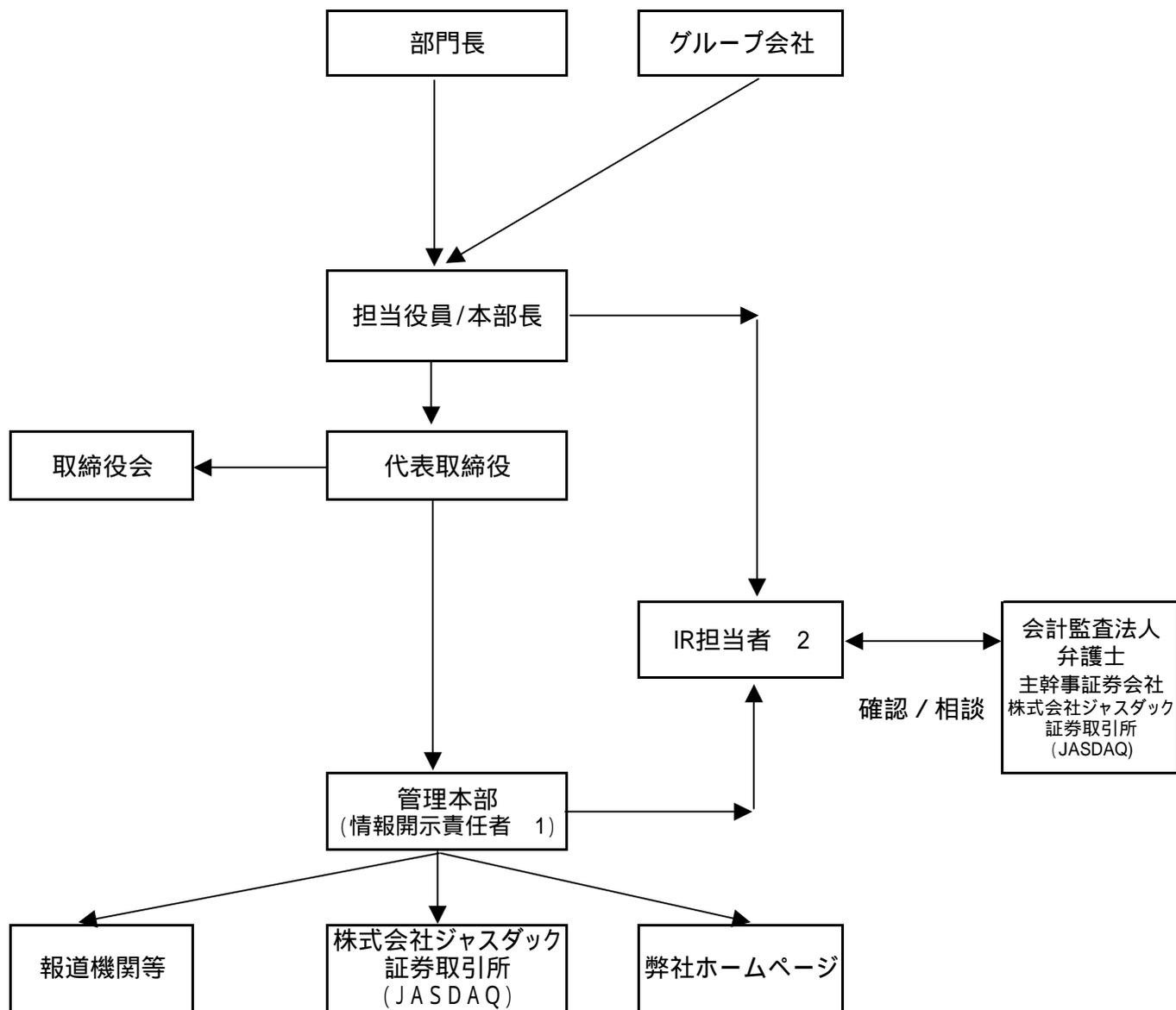
(単位:千円)

回次	第26期	第27期	第28期	第29期	第30期	第31期中間	合計
決算年月	平成13年2月	平成14年2月	平成15年2月	平成16年2月	平成17年2月	平成17年8月	
割引優待券に係る販売費及び一般販売管理費の過小計上				38,000	286,684	111,266	435,950
私財提供益に関する不適切な会計処理					126,334		126,334
架空リース取引及び固定資産取引に係わる販売費及び一般管理費の過小計上、過大計上			170,823	176,228	74,832	49,663	372,220
広告宣伝費を取引業者への付回しに係わる販売費及び一般管理費の過小計上		3,361	119,428	232,507	19,393	13,428	388,117
在庫棚卸資産の水増しに係わる資産の過大計上	54,500	7,863	10,074	13,934	45,294	39,062	80,139
その他付随する影響額		168	86,755	33,586	36,436	123,277	280,222
影響額の合計	54,500	11,392	387,080	494,255	245,717	237,370	1,430,314

別紙3 「2006年5月株主総会終了時の将来の組織図」



適時開示に係る社内体制



- 1 情報開示責任者: 近能専務取締役
- 2 IR担当者: 浅田課長、水越課長代理

(注) 重要な事実の発生時においては、上記 については報告となる。

改善スケジュール表

別紙5

改善項目	実施時期																			
	平成18年														平成19年		平成20年			
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	上期	下期	上期	下期			
1. 内部統制機能の強化																				
社内業務処理体制の再構築	現状分析			改善点の検討			再構築			運用開始										
社内ルールの新設及びその徹底	現状分析			改善点の検討			ルールの構築			運用開始										
組織再構築に関する具体的な施策																				
) 予算策定部署と経理担当部署の独立	実施済																			
) (株)日総トレードとの合併					→															
) 固定資産の実地棚卸														8月	2月	8月	2月			
) 業務改善報告の周知徹底	周知済			運用開始			→			結果開示と再周知			→			結果開示と再周知				
) システムのIT化	本部内処理のIT化												→				発注・仕入システム 予算システム			
2. 取締役会の意思決定の改善策																				
定例取締役会	毎月10日開催																			
外部取締役の招聘																				
3. 監査機能の強化																				
内部監査室の増員	実施済																			
常勤監査役及び内部監査室による定期監査	年間計画の作成・実施												→				年間計画の作成・実施			
4. コンプライアンスに対する社員の意識向上策																				
コンプライアンス委員会の設置																				
研修・教育体制の整備		整備開始			→											運用開始				
5. 本部組織の職務と担当者の長期にわたる固定化の抑制																				
・ 職務分掌の見直し	現状分析			見直し点の検討			→						制度構築			→			運用開始	
6. 適切な適時開示体制の改善策																				
適時開示の方針	方針の開示																			
適時開示の方法	月次情報の開示開始																			
適時開示に係る社内体制の構築																				
) 情報開示責任者の任命	実施済																			
) IR担当者の設置	実施済																			
) 取締役及び部門長への適時開示への再認識	→																			
決算情報等の適時開示																				
) 決定事項に関する適時開示	→																			
) 発生事実に関する適時開示	→																			
) 決算に関する適時開示	→																			